

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

単位 ha

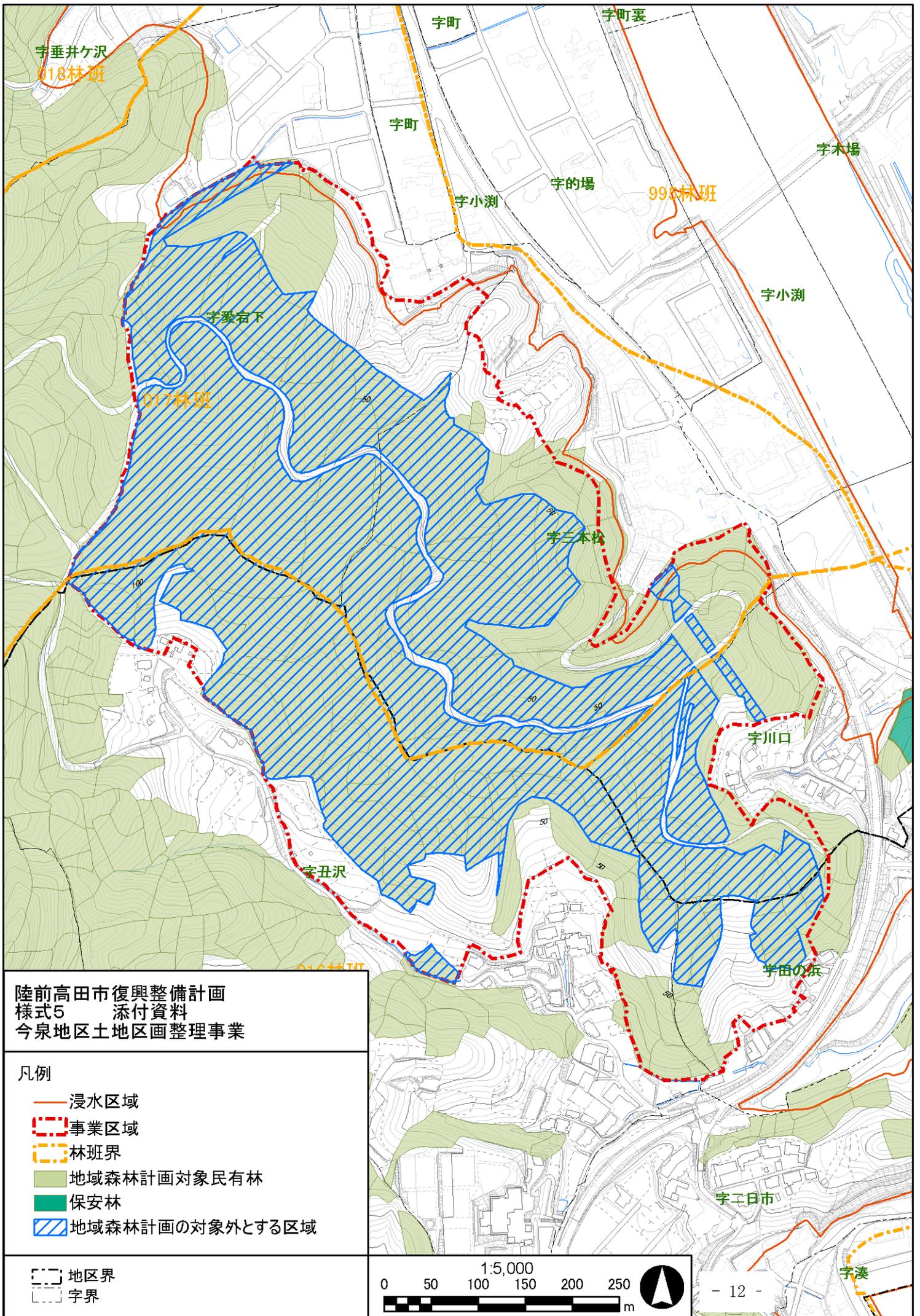
区分	変更前森林面積	変更後森林面積	備考
総数	102,504 ha	<u>102,465 ha</u>	
市 町 村 別 内 訳	大船渡市	24,696	
	陸前高田市	17,115	<u>17,076</u> △39.25 ha
	住田町	22,648	
	釜石市	29,247	
	大槌町	8,798	

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

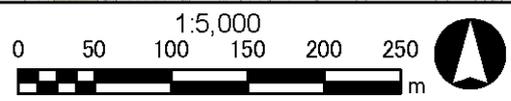


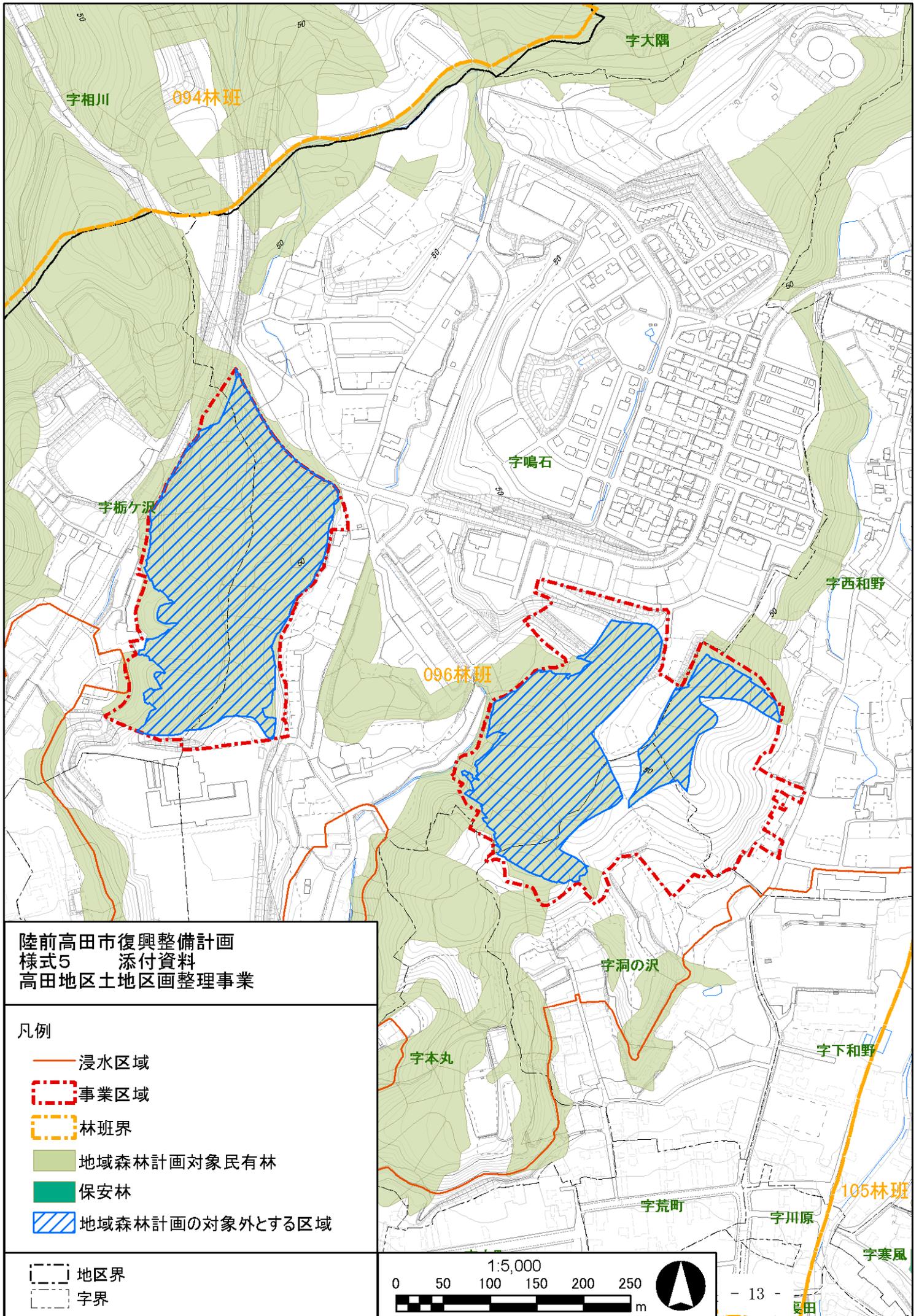
陸前高田市復興整備計画  
 様式5 添付資料  
 今泉地区土地区画整理事業

凡例

- 浸水区域
- 事業区域
- 林班界
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 地域森林計画の対象外とする区域

- 地区界
- 字界





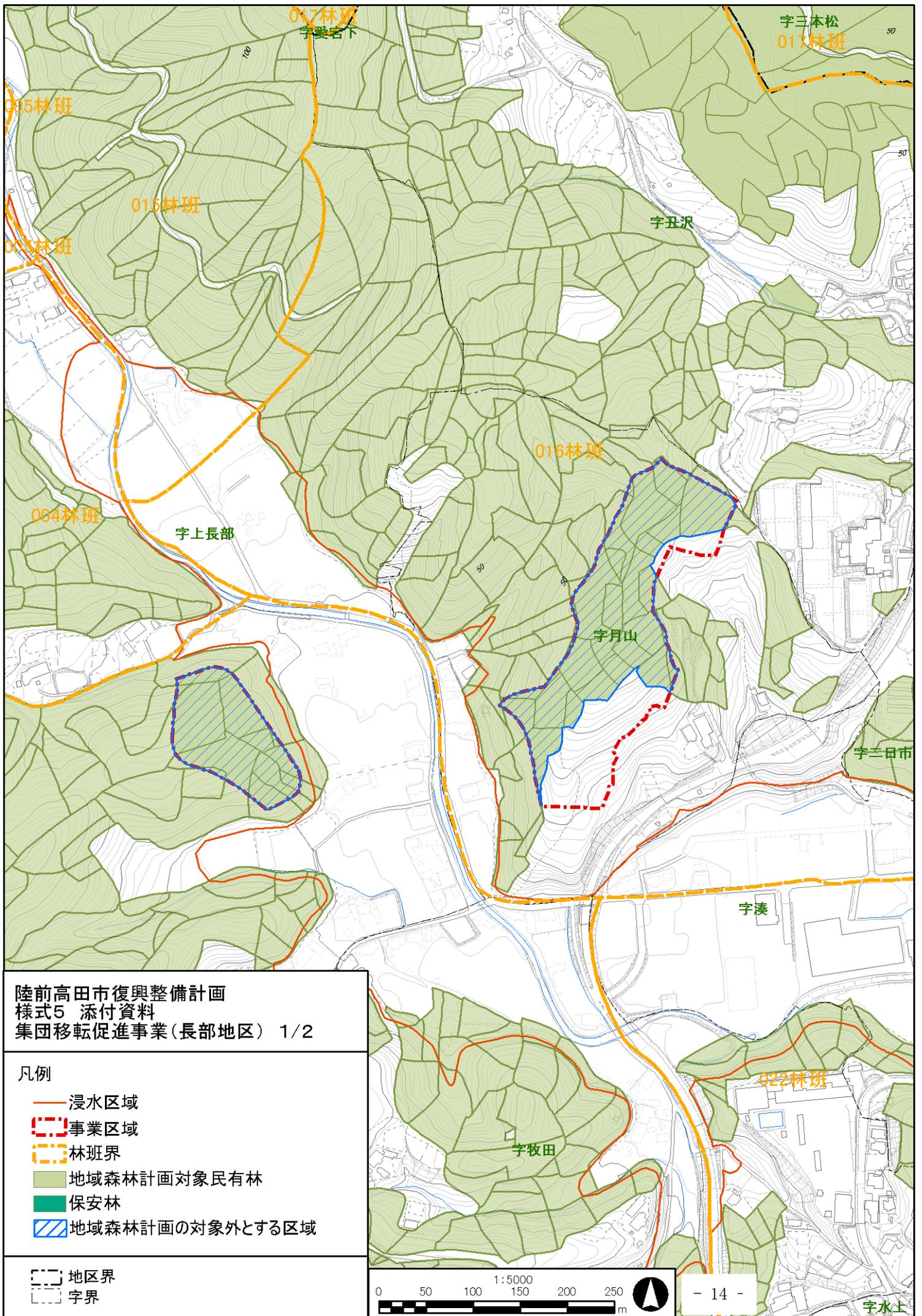
陸前高田市復興整備計画  
 様式5 添付資料  
 高田地区土地区画整理事業

凡例

- 浸水区域
- 事業区域
- 林班界
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 地域森林計画の対象外とする区域

- 地区界
- 字界



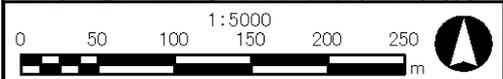


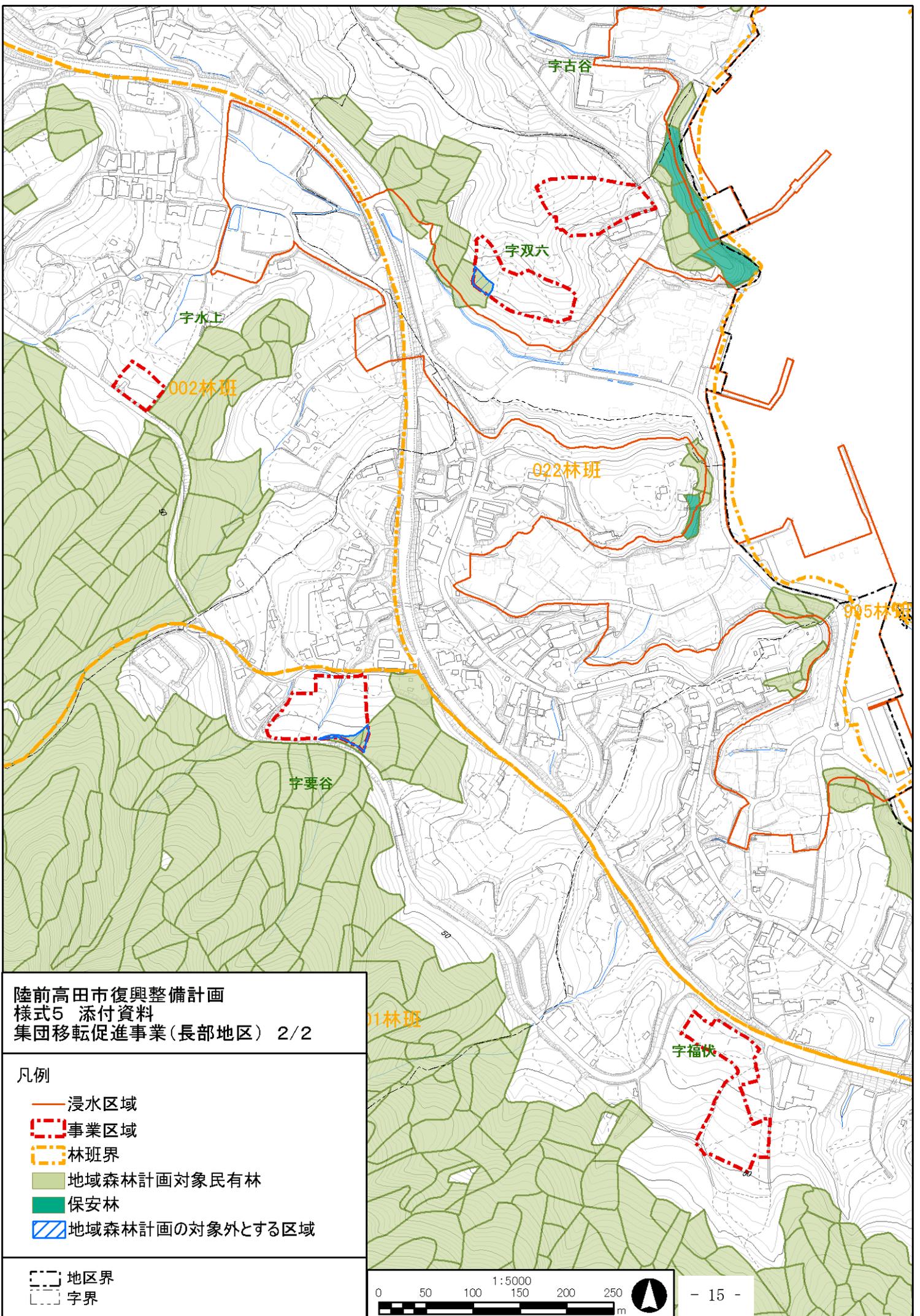
陸前高田市復興整備計画  
 様式5 添付資料  
 集団移転促進事業(長部地区) 1/2

凡例

- 浸水区域
- - - 事業区域
- - - 林班界
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 地域森林計画の対象外とする区域

- 地区界
- 字界





陸前高田市復興整備計画  
 様式5 添付資料  
 集団移転促進事業(長部地区) 2/2

凡例

- 浸水区域
- 事業区域
- 林班界
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 地域森林計画の対象外とする区域

- 地区界
- 字界



様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所在				復興整備事業の 名称及び種類	面積	備考
市町村	大字	字	地番			
陸前高田市	気仙町	愛宕下	1他	名称：今泉地区土地区画整理事業 種類：土地区画整理事業	26.50	事業区域 41.62ha うち対象森林 33.79ha 開発行為 26.50ha 残置森林 7.29ha ※面積は GIS 計測値
陸前高田市	高田町	鳴石	12-1他	名称：高田地区土地区画整理事業 種類：土地区画整理事業	8.73	事業区域 14.0ha うち対象森林 9.80ha 開発行為 8.73ha 残置森林 1.07ha ※面積は GIS 計測値
陸前高田市	気仙町	上長部	73他	名称：集団移転促進事業（長部地区） 種類：集団移転促進事業	4.02	事業区域 7.1ha うち対象森林 4.02ha 開発行為 4.02ha 残置森林 0.00ha ※面積は GIS 計測値

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

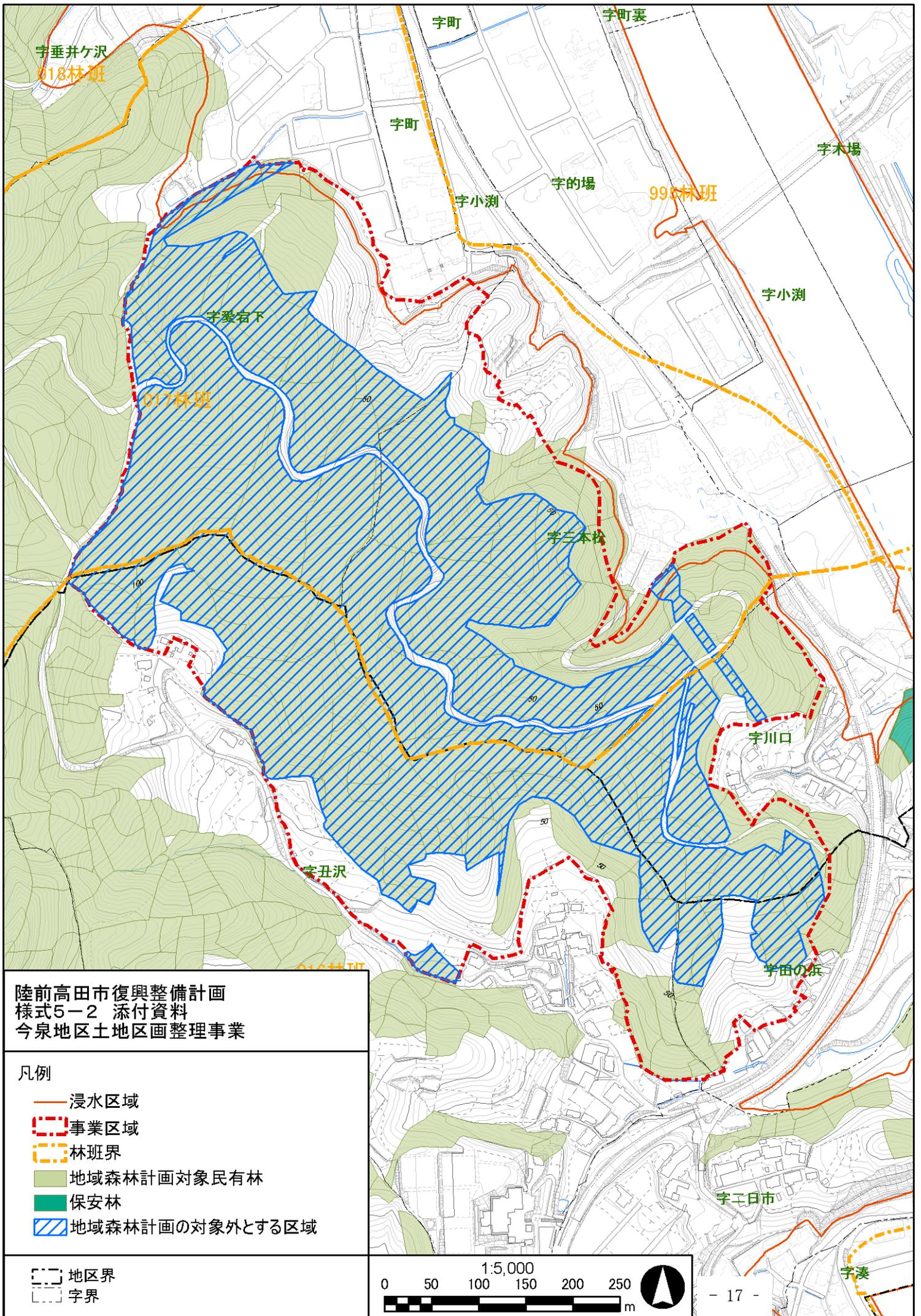
注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

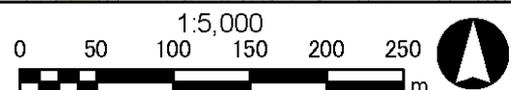
- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面



陸前高田市復興整備計画  
 様式5-2 添付資料  
 今泉地区土地区画整理事業

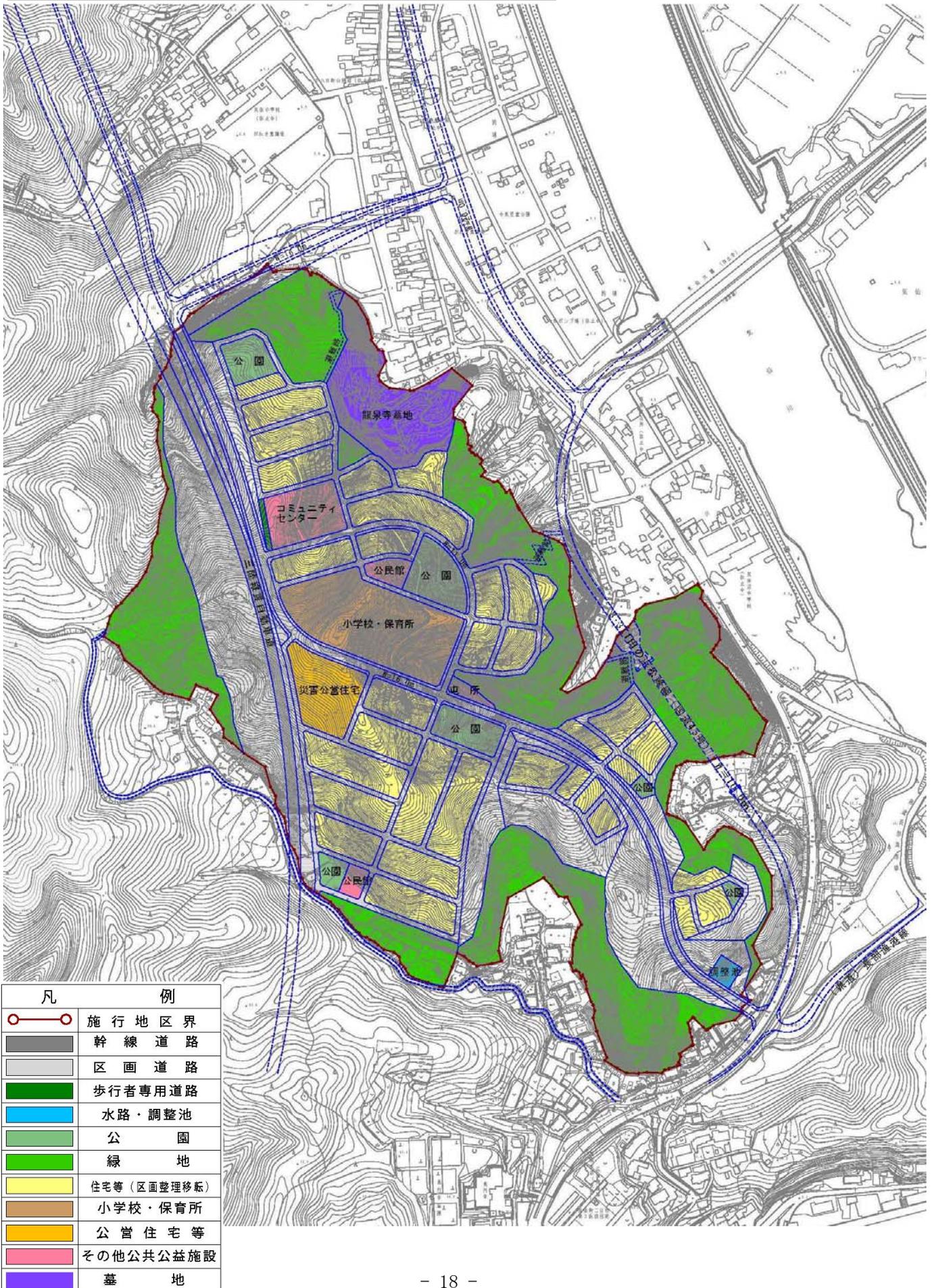
- 凡例
- 浸水区域
  - 事業区域
  - 林班界
  - 地域森林計画対象民有林
  - 保安林
  - ▨ 地域森林計画の対象外とする区域

- 地区界
- 字界



添付書類

2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）（今泉地区土地区画整理事業）



## 添付書類

### 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面 (今泉地区土地区画整理事業に係る都市計画決定)

## 計画書

陸前高田都市計画土地区画整理事業の決定(陸前高田市決定)

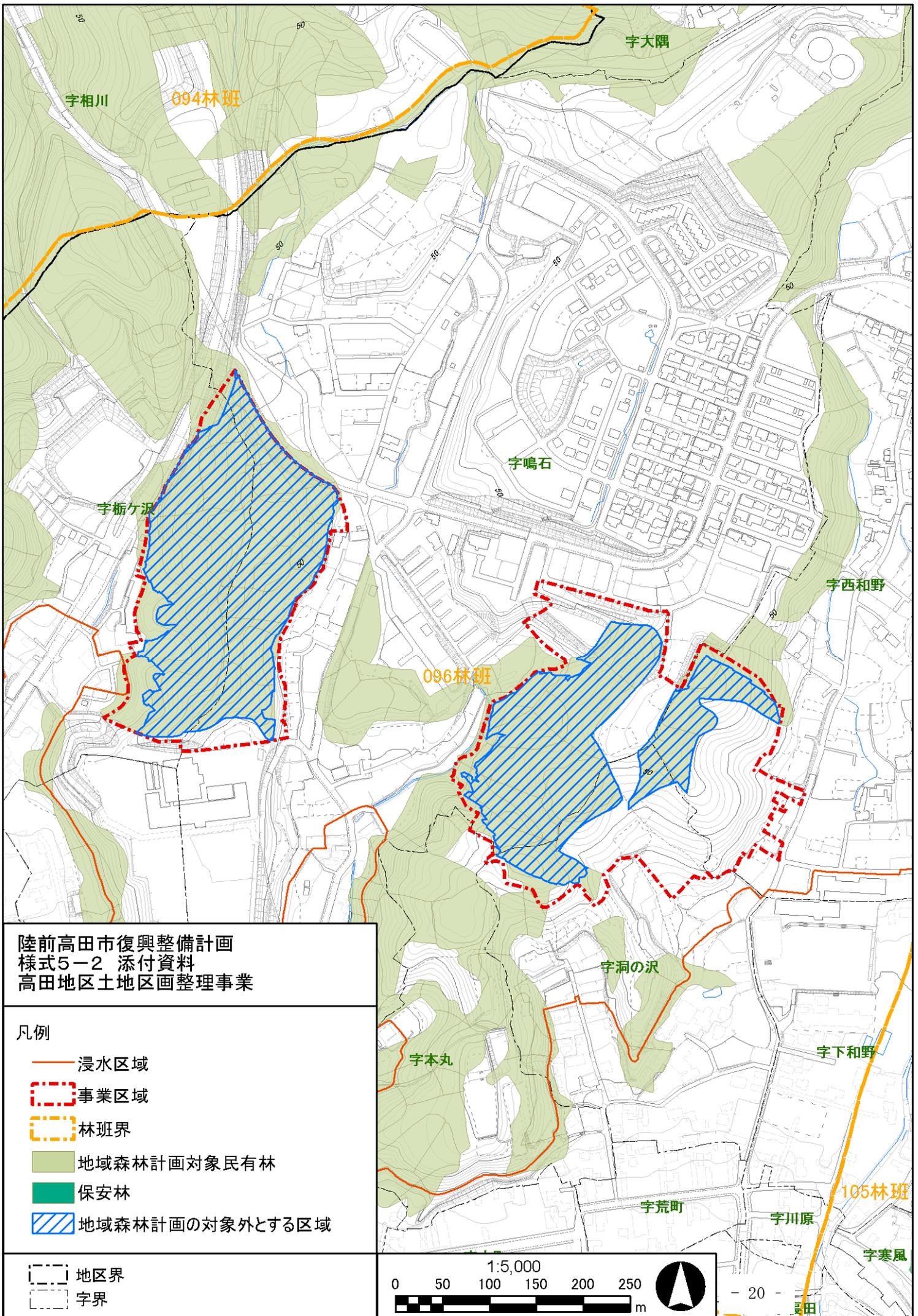
都市計画今泉地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		陸前高田都市計画事業今泉地区土地区画整理事業	
面 積		約41.7ha	
公共施設 の配置	道路	区画街路	幅員6～16mの区画街路及び歩行者専用道路について、土地利用を考慮して、適正な街区を形成するよう適宜配置する。
	公園及び緑地	公園は地区面積の3%以上を確保するとともに、誘致距離等を考慮して街区公園を配置する。 緑地は防災や周辺環境、景観に配慮し、適宜配置する。	
宅 地 の 整 備		1. 土地利用について 津波により被災した住宅等の移転先として、住宅を主な用途とする宅地の整備を図る。 2. 街区の規模について 住宅地は、被災した住宅等と同程度の建物が建築できる規模を標準として計画し、街区規模を設定する。 3. 宅地の整地について 本事業においては、民有地及び保留地の整地を行う。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

#### 理由

東日本大震災により都市基盤施設及び建物が壊滅的な被害を受けた今泉地区の移転先として、早期の整備を図るため、本案のように決定する。

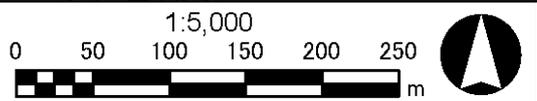


陸前高田市復興整備計画  
 様式5-2 添付資料  
 高田地区土地区画整理事業

凡例

- 浸水区域
- 事業区域
- 林班界
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 地域森林計画の対象外とする区域

- 地区界
- 字界



添付書類

2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）（高田地区土地区画整理事業）



## 添付書類

### 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面 (高田地区土地区画整理事業に係る都市計画決定)

#### 計画書

陸前高田都市計画土地区画整理事業の決定(陸前高田市決定)

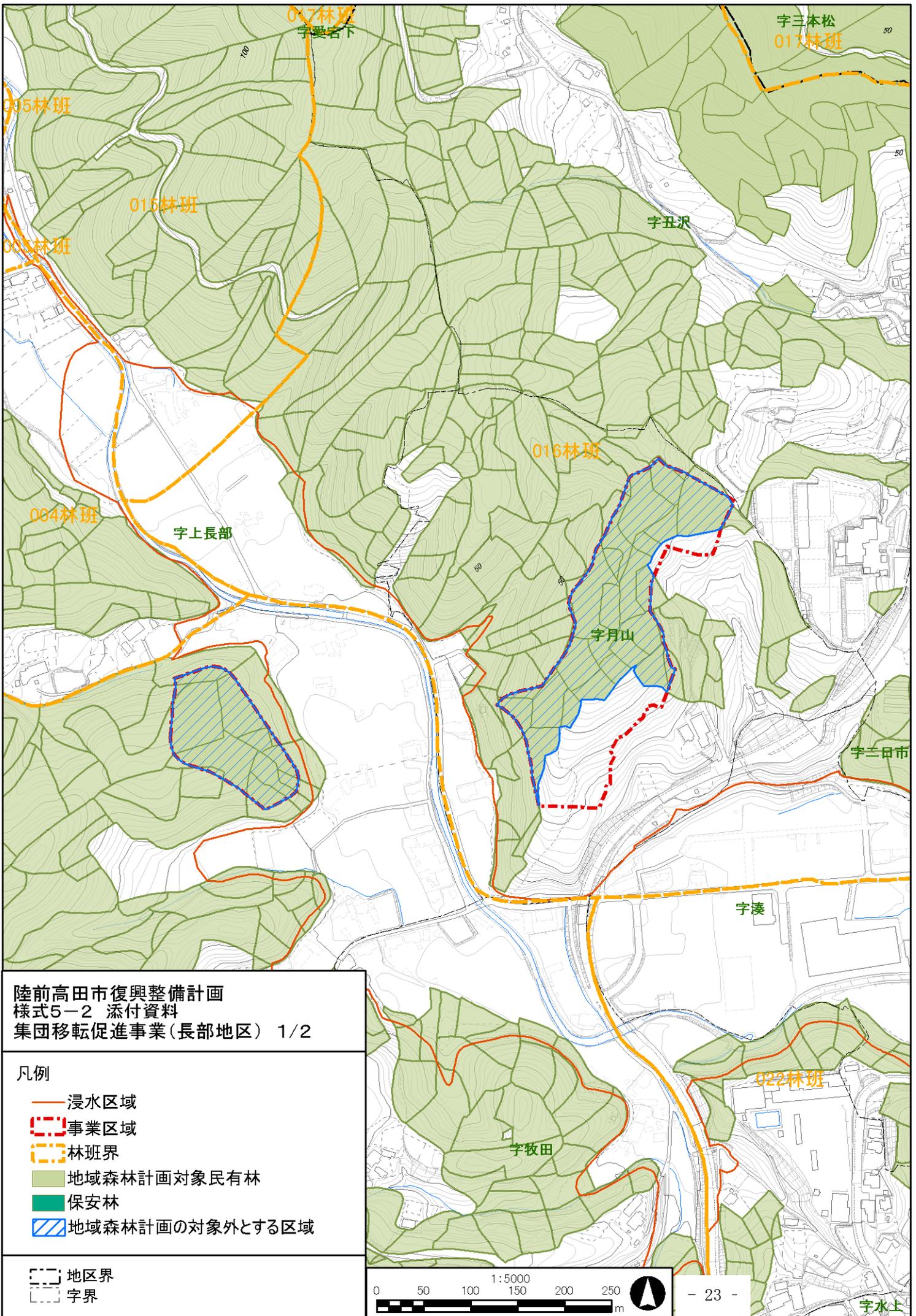
都市計画高田地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	陸前高田都市計画事業高田地区土地区画整理事業		
面 積	約14.0ha		
公共施設 の配置	道路	区画街路	幅員4～12mの区画街路について、土地利用を考慮して、適正な街区を形成するよう適宜配置する。
	公園及び緑地	公園は地区面積の3%以上を確保するとともに、誘致距離等を考慮して街区公園を配置する。 緑地は防災や周辺環境、景観に配慮し、適宜配置する。	
宅 地 の 整 備	1. 土地利用について 津波により被災した住宅等の移転先として、住宅を主な用途とする宅地の整備を図る。 2. 街区の規模について 住宅地は、被災した住宅等と同程度の建物が建築できる規模を標準として計画し、街区規模を設定する。 3. 宅地の整地について 本事業においては、民有地及び保留地の整地を行う。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

#### 理由

東日本大震災により都市基盤施設及び建物が壊滅的な被害を受けた高田地区の移転先として、早期の整備を図るため、本案のように決定する。



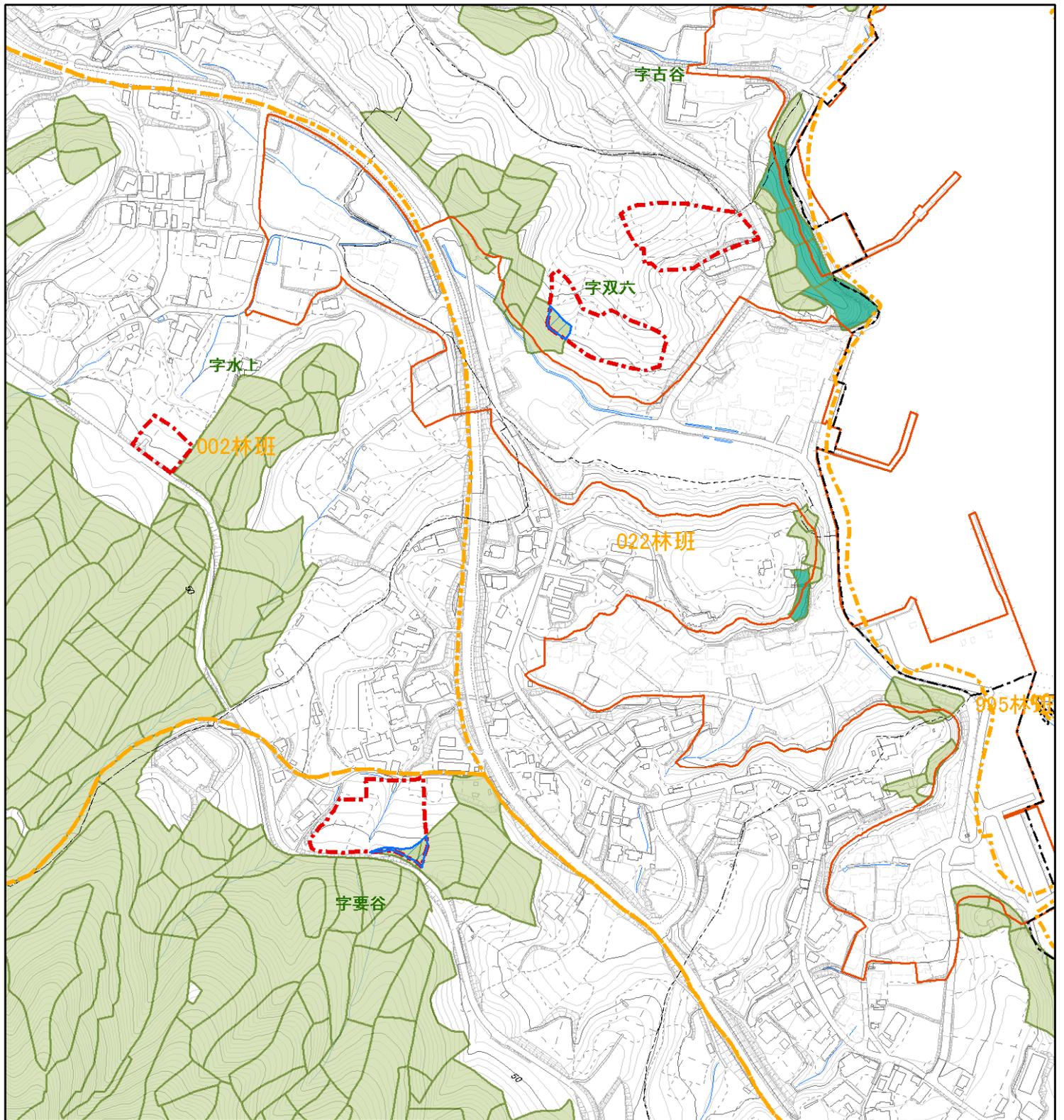
陸前高田市復興整備計画  
 様式5-2 添付資料  
 集団移転促進事業(長部地区) 1/2

凡例

- 浸水区域
- 事業区域
- 林班界
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 地域森林計画の対象外とする区域

- 地区界
- 字界





陸前高田市復興整備計画  
 様式5-2 添付資料  
 集団移転促進事業(長部地区) 2/2

凡例

- 浸水区域
- 事業区域
- 林班界
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 地域森林計画の対象外とする区域

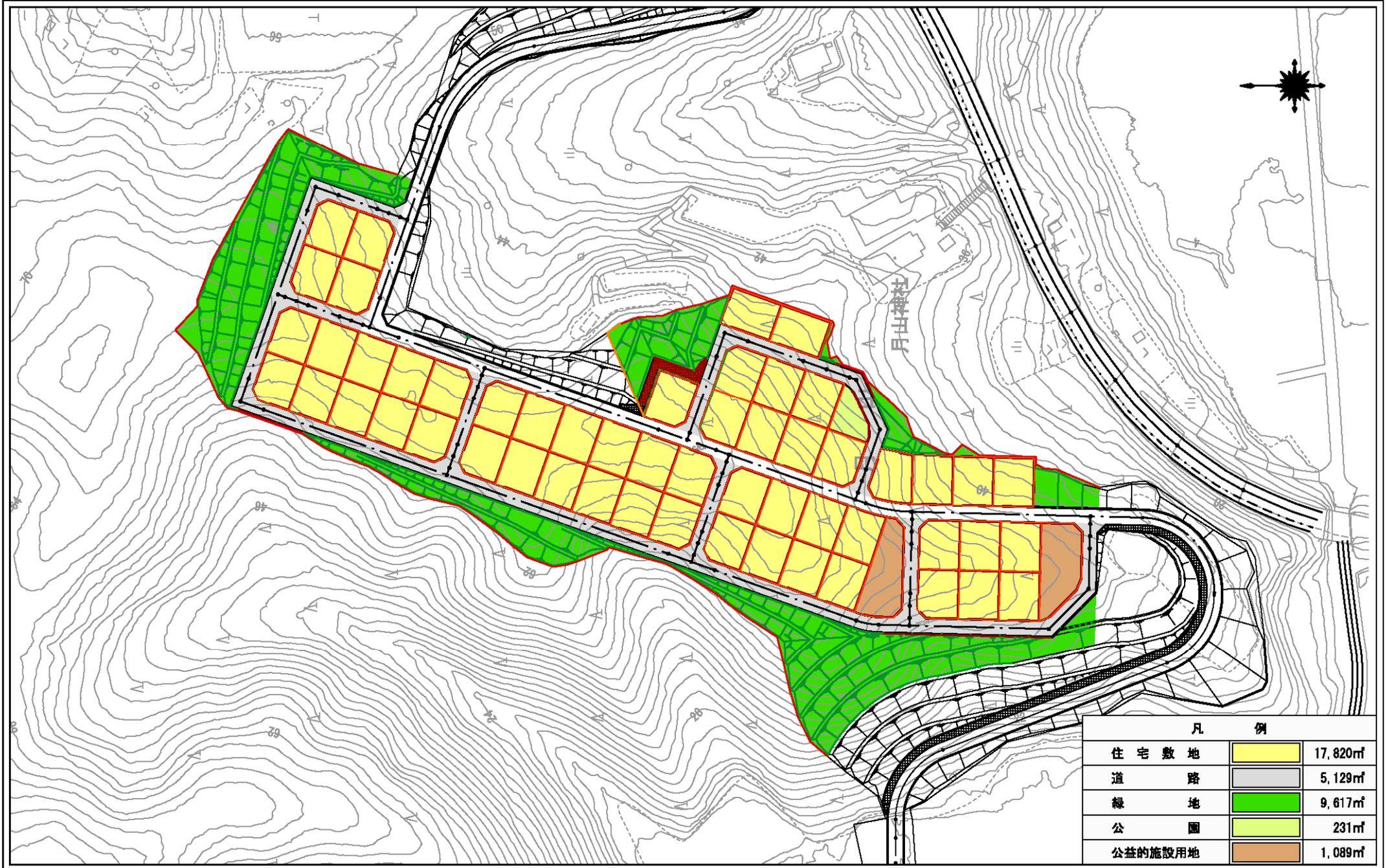
- 地区界
- 字界

01林班

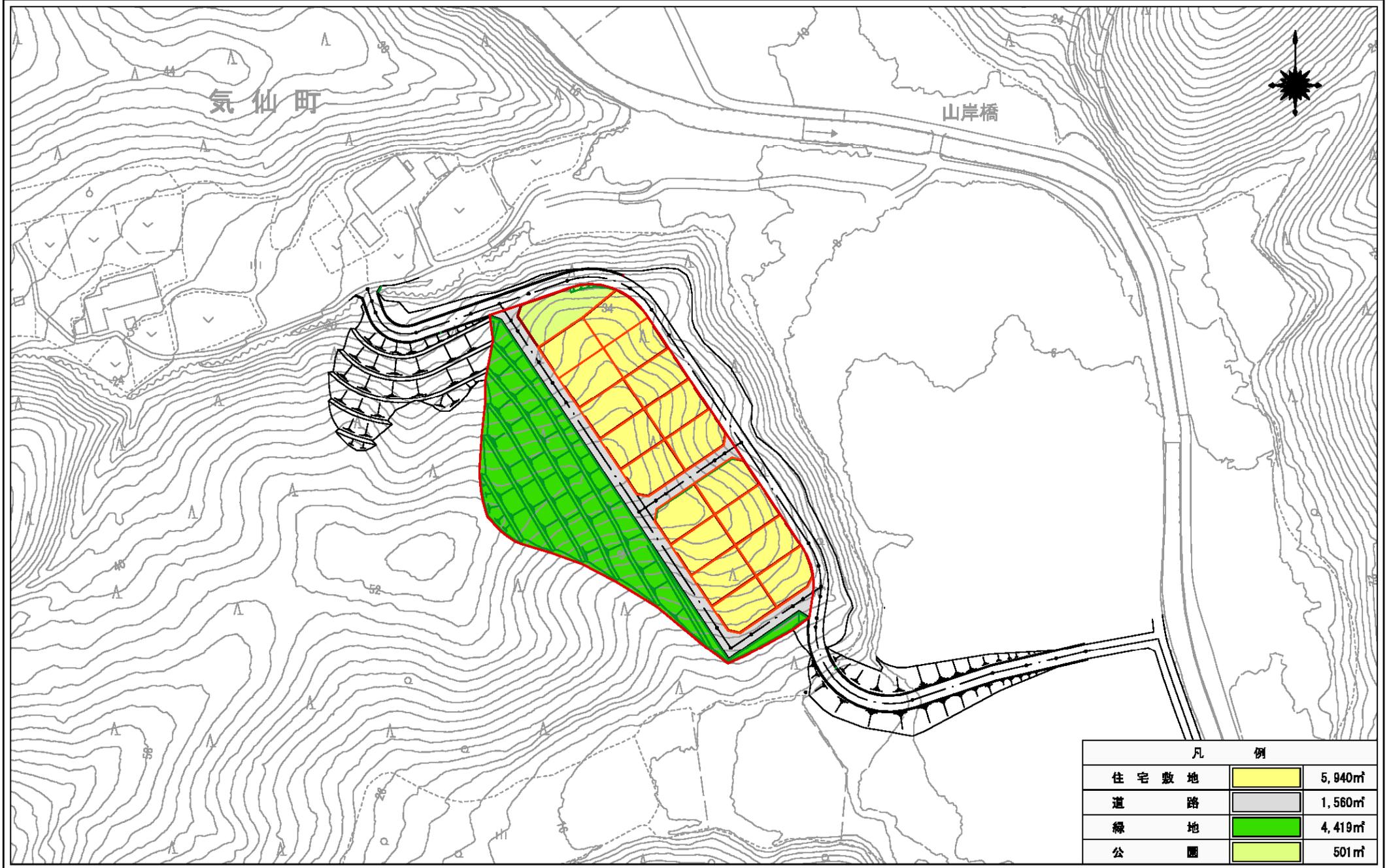
宇福伏



# 土地利用計画図（月山地区）



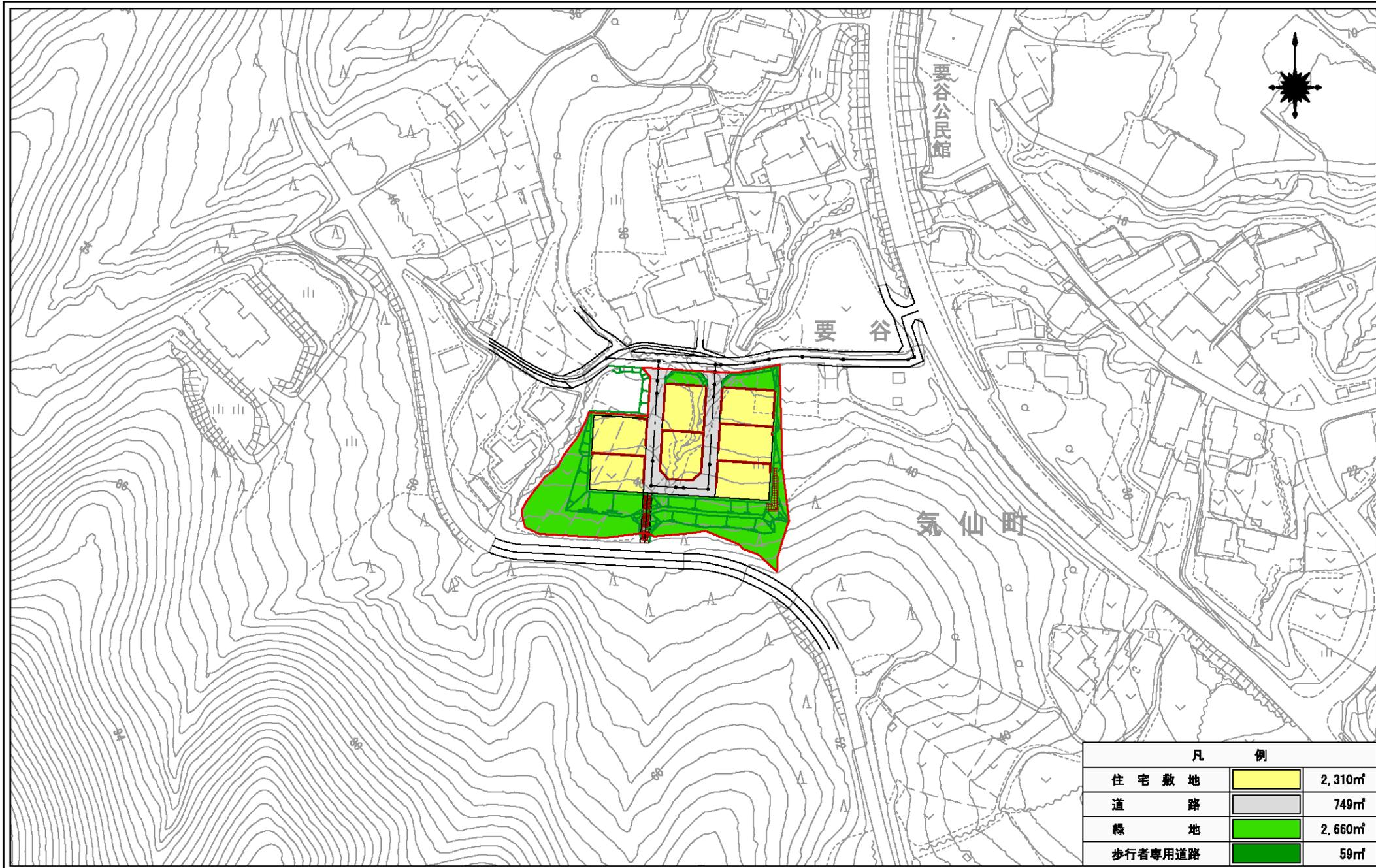
# 土地利用計画図（上長部地区）



# 土地利用計画図（双六地区） 1/2



# 土地利用計画図（要谷地区）



添付書類

3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

長部地区防災集団移転促進事業計画の概要（平成24年7月31日 国土交通大臣同意）

- (1) 事業区域 月山地区、上長部地区、双六地区、要谷地区、福伏地区
- (2) 移転促進区域 12.6ha
- (3) 移転対象戸数 184戸
- (4) 移転戸数 98戸  
(月山地区54戸、上長部地区18戸、双六地区12戸、要谷地区7戸、福伏地区7戸)
- (5) 事業費 約2,933百万円
- (6) 事業期間 平成24年度から26年度まで
- (7) 事業スケジュール

	H24年度	H25年度	H26年度
事業計画	→	必要に応じて、事業計画変更	
用地取得 移転跡地取得 移転先取得		→	→
移転先 測量・設計 造成工事		→	→
住宅再建 利子相当額助成 移転費助成		造成が完了した土地から順次住宅工事着手	
		— —	— — →
		— —	— — →

注) 福伏地区は、今回の変更に係る大槌・気仙川森林計画区の区域外